佐賀県公安委員会　御中

私たちが 1 月 9 日に提出した、警察法第七十九条一項に基づく「苦情を申し出」に対する 3 月 4 日付けのご回答、まずはお礼申し上げます。しかしながら、「回答」の体裁は取っておられますが、残念ながら実質的な内容を欠くものと言わざるを得ません。そこで以下のとおり再度回答を求めます。

私たちの申し出は次の 2 項目でした。

一、佐賀空港西側の隣接地での駐屯地工事は違法であり、これを止めるための取り締まりを行うこと。

二、貴殿がこれを行わない場合、やむを得ず私たちが「私人による法の執行」としてこの工事を止めるための非暴力の行動を取る場合がありますが、その際に平穏な環境が維持されるようご配慮をいただきたい。

もちろん主要なものは項目一ですが、これに対する貴回答は、「佐賀県警察の対応に不適切な点は認められませんでした」というだけの、詳細な理由を付けた私たちの申し出を単に否定するだけの文章でした。前置きに「佐賀県警察に調査を求め、その結果を確認」したとありますが、どのような調査を求められ、またその結果がどのようなものだったか、それさえも書かれていません。これでは警察法第七十九条第三項の「誠実に処理」する義務に反すると思われます。すなわち、「誠実に処理」するとは、「処理」の内容についても誠実に説明することも含まれるはずです。そうでなければ、申し出者はそれが実際に「誠実に処理」されたかどうかを知りようがありません。

また、県公安委員会は行政委員会の一つであり、公的機関としての説明責任も負っていますので、それにも反する対応と言わざるを得ません。

以上のように、貴殿の 4 日付けの回答は全く不十分であるので、再度、私たちの 19 日の申出書の「理由」に挙げた、次の点を含めた回答を求めます。

イ　工事の対象となる土地の地権者全員の同意を得ていない問題

工事が行われている土地は現在裁判で係争中であり、それに対する防衛省の現状変更を図る行為を放置することは、警察法第二条の「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ」る責

務に、また「その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨と」すべきとの規定に反するのではありませんか。なぜなら、この問題での警察の不作為は、結果的に防衛省の行為を容認・支持することになるからです。

ロ　申出書の「理由」の２番目に、この基地建設が明白に憲法に、特に憲法九条に違反することと、警察法第三条の警察職員の憲法擁護義務から、この問題での不作為は許されないことを述べました。この点についての回答をお願いします。言うまでもなく、仮に世論の多数がこの基地建設に賛成であるとしても（実際はそうではないと思われますが)、世論調査の結果が憲法の効力を変えることはありません。

以上につきまして、２ヶ月近くかかるのではなく、速やかなご回答をお願いします。あるいは、文書をいただく前に、直接面談で意見や回答をいただければ幸いです。なお、議題によっては公安委員会の会議を傍聴したいと思いますので、事前に議題や日時、場所をお知らせいただくようお願いします。

最後に、申出の２点目の、抗議行動の場での平穏な環境維持のための配慮要請についての貴殿の回答についてです。ここで、公共の安全と秩序の維持に当たる警察の責務遂行に特に触れられたことはたいへん心強く思います。実は私たちの２度の抗議行動の際、男性１ないし２名により、繰り返し、参加者の身体に異常に接近したり、カメラで撮影するなど、明らかな妨害と思われる行為を受けました。これは、1 月 28 日付けの佐賀新聞が「活動中、抗議行動に反対する男性がスマートフォンを参加者に向けて『建設業者の妨害をしてはいけない』『自衛隊に感謝しなさい』と主張する姿もあった。」と報じた事態です。次に私たちが抗議行動を実施する際に（3 月 20 日 14 時から予定)、もし現場に警察官がおられたら、このような行為に対して注意や警告をしていただくようお願いします。

以上

２名連署（公開版では省略）

（「オスプレイストップ！9 条実施アクション佐賀」を代表して）

2024 年 3 月 13 日